



目 次	ページ
規 則	
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○令和4年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・防災課)	12
○救急病院の認定(医療政策課)	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出(福祉指導課)	12
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示(治山林道課)	12
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め(緊急防災工事計画)(2件)(農業基盤課)	12
○都市計画の変更の図書の縦覧(都市計画課)	12
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	13
高知県公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施	13
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数(1・13揭示)	13
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	13
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	13
落札公告	
○落札者等の公告(教育委員会)	

事務局教育政策課	14
○落札者等の公告(3件)(警察本部会計課)	14
その他	
○令和4年度行政書士試験の合格者(法務文書課)	14

規 則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「必要な」を「条例の施行に関し必要な」に改める。
- 第2条第1項中「第3条第7号に規定する」を「第3条第7号の」に、「同条第8号に規定する」を「同条第8号の」に、「と(いう。)は」を「と総称する。)は」に、「事業年度又は年」を「日の属する年又は事業年度」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「の合計額」を「を合計した額」に改める。
- 第3条の見出し中「事業年度又は年」を「年又は事業年度」に改め、同条中「事業年度又は年にわたる場合にあっては」を「年又は事業年度にわたる場合は」に、「を含む事業年度又は年において当該製造事業用設備等を取得した」を「の属する年又は事業年度において当該製造事業用設備等の取得をした」に改める。
- 第4条の見出し中「届出」を「届出手続等」に改め、同条第1項中「に関する届出は別記第1号様式、不動産取得税に関する」を「の不均一課税の届出は別記第1号様式による届出書に、同条の規定による不動産取得税の不均一課税の」に改め、同条第2項中「事業年度又は年に係る届出書」を「年又は事業年度に係るもの」に改め、同条第3項中「前2項の規定による」を「第1項に規定する」に、「当該事業税」を「、当該事業税」に、「事業税の不均一課税額の修正届出書」を「届出書」に改める。
- 第5条の見出しを「(不均一課税等の通知)」に改め、同条中「規定による不均一課税の届出を受けた場合には」を「届出があったときは」に、「当該不均一課税の届出のあった」を「当該届出をした」に、「については」を「にあっては」に改める。
- 第6条第1項中「合併をした場合」を「合併」に、「をした場合には、その相続人、」を「をした場合は、その相続人又は」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「第4条」を「第4条

第1項第1号)に、「行う」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「措置の」を「措置に係る」に、「事業承継届に、」を「事業承継届出書に、当該不均一課税に係る」に、「当該事業承継の」を「当該不均一課税に係る事業を承継した」に改める。別記様式を次のように改める。

別記 第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所(所在地) 氏名(名称)

事業税不均一課税届出書

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第5条の規定により、事業税の不均一課税について次のとおり届け出ます。

Table with columns for tax year, assessment year, and tax amount. Includes sub-tables for '不均一課税前の申告(課税)額' and '不均一課税による軽減額'.

注 不均一課税の措置の適用を受ける最初の年又は事業年度に係る届出のときは、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 不均一課税の要件等に関する明細書(別記第3号様式)
2 事業所全体の平面見取図(新增設をした部分を明示してください。)
3 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
4 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等製造事業用設備等を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
5 製造事業用設備等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
6 事業所の所在地を示す地図

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所(所在地) 氏名(名称)

不動産取得税不均一課税届出書

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第5条の規定により、不動産取得税の不均一課税について下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 土地

Table for land acquisition tax with columns: 事業用の家屋の敷地である土地の所在地, 地番, 地目, 地積, 取得価額, アのうち事業用の家屋の敷地となった地積.

2 家屋

Table for house acquisition tax with columns: 事業用の家屋の所在地, 家屋番号, 種類, 構造, 延べ床面積 (1階, 1階以外, 計), 用途, 取得価額, 取得年月日.

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 不均一課税の要件等に関する明細書(別記第3号様式)
2 事業所全体の平面見取図(新增設をした部分を明示してください。)
3 新增設をした建物平面図(求積を記入したもの)
4 土地の切図に新增設をした建物の平面位置を記載した図面
5 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
6 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等製造事業用設備等を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
7 製造事業用設備等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
8 事業所の所在地を示す地図
9 1から8までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第4号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所
氏名

事業税不均一課税額修正届出書

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、事業税の不均一課税に係る届出又は決定について次のとおり修正の届出をします。

届出年月日又は決定番号及び決定年月日		第 号		年 月 日	
不均一課税の届出の年又は事業年度	年 月 日 年 月 日	操業開始の日の属する年又は事業年度	年 月 日 年 月 日	税目	個人事業税 法人事業税
区分	修正届出不均一課税額		既届出(決定)不均一課税額		差引き不均一課税額
	①		②		①-②
税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額
	千円	円	千円	円	千円
100					
100					
100					
計					
修正届出書の提出理由	1 不均一課税前の申告額又は課税額の変更 2 案分率の変更 3 その他 ()				
修正届出不均一課税額の基礎	区分	不均一課税前の申告又は課税に係る課税標準額			案分率
	税率	千円			
	100				
	100				
	100				
計					

注 修正届出書の提出理由が「2 案分率の変更」の場合は、知事が別に定める「不均一課税届出所得金額に関する明細書」を添えてください。

第5号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税不均一課税決定通知書

年 月 日付で届出のありました事業税の不均一課税については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日 年 月 日	年 月 日操業開始に係る年度分	税目	年度 事業税
区分	申告額(課税額)		不均一課税届出額	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額
税率	千円	円	千円	円
100				
100				
100				
計				
不均一課税額に関する明細	事務所又は事業所		計算基礎	
	名称	所在地	県内の事務所又は事業所の従業者数の合計	新增設をした製造事業用設備等に係る従業者数
			人	人
	計		①	②
			1年目 1/2	
			②/① × 2年目 3/4	
			3年目 7/8	
備考				

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第6号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税不均一課税額修正決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の不均一課税額の修正については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日			年 月 日			税目	年度	
	開始に係る			操業年度分				事業税	
区分	修正届出不均一課税額		修正決定不均一課税額		既決定不均一課税額		差引き不均一課税額		
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	税額
税率	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	円
100									
100									
100									
計									
修正決定理由									

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第7号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税不均一課税決定通知書

年 月 日付けで届出のありました不動産取得税の不均一課税については、次のとおり決定しましたので通知します。

届出不動産						
土地	所在地	地目	地積	用途		
			m ²			
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積		
				1階	1階以外	
			m ²	m ²	計	
決定内容						
土地	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
家屋	不均一課税前の税額 ①		不均一課税による軽減額 ②		不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
備考						

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

承継人 住所（所在地）
氏名（名称）被承継人 住所（所在地）
氏名（名称）

事業承継届出書

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第6条第1項の規定により事業税の不均一課税の措置の適用を受ける事業を承継しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業種目	
承継した事業場等の名称	
承継後の事業場等の名称	
事業を承継した年月日	年 月 日
事業を承継した理由	
承継した事業の操業開始年月日	年 月 日

- 注 1 事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添えてください。
2 事業を承継した日から30日以内に届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第2号****高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第2項にの」を「第3条第2項の」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第3号**高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（平成28年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な」を「条例の施行に関し必要な」に改める。

第2条の見出し中「の届出」を「に係る届出手続等」に改め、同条第1項中「に関する届出は別記第1号様式、不動産取得税に関する」を「の特例措置に係る届出は別記第1号様式による届出書に、同条の規定による不動産取得税の特例措置に係る」に改め、同条第2項中「課税免除又は不均一課税の措置」を「特例措置」に、「事業年度又は年に係る届出書」を「年又は事業年度に係るもの」に改め、同条第3項中「の規定による」を「に規定する」に、「当該事業税」を「、当該事業税」に、「事業税の課税免除額の修正届出書」を「届出書」に改める。

第3条の見出しを「（特例措置等の通知）」に改め、同条中「規定による課税免除又は不均一課税の届出を受けた場合には」を「届出があったときは」に、「当該課税免除又は不均一課税の届出のあった」を「当該届出をした」に、「については」を「に

あつては」に改める。

第4条第1項中「合併をした場合」を「合併」に、「をした場合には、その相続人、」を「をした場合は、その相続人又は」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「行う」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「措置の」を「措置に係る」に、「事業承継届に、」を「事業承継届出書に、当該課税免除に係る」に、「当該事業承継の」を「当該課税免除に係る事業を承継した」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）

事業税課税免除届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第6条の規定により、事業税の課税免除について次のとおり届け出ます。

課税免除の届出の年又は事業年度	年 月 日 年 月 日		特定業務施設用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度	年 月 日 年 月 日		税目	個人事業税 法人事業税
	区分	課税免除前の申告（課税）額		課税免除額			
	税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
所得金額	— 100	千円	円	千円	円	千円	円
	— 100						
	— 100						
	計						
収入金額	— 100						
合計							
備考							

注 課税免除の措置の適用を受ける最初の年又は事業年度に係る届出のときは、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 特例措置の要件等に関する明細書（別記第3号様式）
- 2 事業所全体の平面見取図（新增設をした部分を明示してください。）
- 3 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 4 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（一）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六（二）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等特定業務施設用設備を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 5 特定業務施設用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 6 事業所の所在地を示す地図

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所 (所在地)
氏名 (名称)

不動産取得税課税免除等届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第6条の規定により、不動産取得税の課税免除又は不均一課税について下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 土地

特定業務施設用設備である家屋の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積 ア	取得価額	アのうち特定業務施設用設備である家屋の敷地となった地積
			㎡	円	㎡
土地の取得年月日	年 月 日	特定業務施設用設備である家屋の建築着手年月日	年 月 日		

2 家屋

特定業務施設用設備である家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				㎡	㎡	㎡		円	年 月 日
備考									

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 特例措置の要件等に関する明細書 (別記第3号様式)
- 2 事業所全体の平面見取図 (新增設をした部分を明示してください。)
- 3 新增設をした建物平面図 (求積を記入したもの)
- 4 土地の切図に新增設をした建物の平面位置を記載した図面
- 5 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 6 法人税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第12号) 別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等特定業務施設用設備を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 7 特定業務施設用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 8 事業所の所在地を示す地図
- 9 1から8までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第3号様式 (第2条関係)

特例措置の要件等に関する明細書

年又は事業年度	
氏名又は名称	

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
新增設の別	新設 ・ 増設
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日	年 月 日
新增設に係る特定業務施設用設備を事業の用に供した日	年 月 日
特定業務施設用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
新增設に係る特定業務施設用設備の取得価額の合計額	円
青色申告書の提出の有無	有 ・ 無

(裏面)

新増設に係る特定業務施設用設備の取得価額等の明細	特定業務施設用設備の種別	取得年月日 年 月 日	減価償却開始年月日 年 月 日	取得価額 円	特別償却の有無	備考

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）

事業税課税免除額修正届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、事業税の課税免除に係る届出又は決定について次のとおり修正の届出をします。

届出年月日又は決定番号及び決定年月日		第 号 年 月 日					
課税免除の届出の年又は事業年度	年 月 日 年 月 日	特定業務施設用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度	年 月 日 年 月 日	税目	個人事業税 法人事業税		
修正内容							
区分	課税免除前の申告（課税）額		課税免除額		課税免除後の申告（課税）額		
	税率	課税標準額 千円	税額 円	課税標準額 千円	税額 円	課税標準額 千円	
所得金額	— 100						
	— 100						
	— 100						
	計						
収入金額	— 100						
	合計						
修正届出書の提出理由	1 課税免除前の申告額又は課税額の変更 2 案分率の変更 3 その他（ ）						

注 修正届出書の提出理由が「2 案分率の変更」の場合は、知事が別に定める「課税免除届出所得金額（収入金額）に関する明細書」を添えてください。

第5号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日			年 月 日事業開始に係る			税目	年度	
	年	月	日	年	月	日		事業税	
区分	申告額 (課税額)			課税免除届出額			免除率 ④ ÷ ② ③	課税免除決定額	
	税率	課税標準額 ①	税額	課税標準額	税額	課税標準額 ①×②		税額	
所得金額	— 100	千円	円	千円	円			千円	円
	— 100					—			
	— 100								
計									
収入金額	— 100					—			
合計									
課税免除額に関する明細	事務所又は事業所			計算基礎					
	名称	所在地		県内の事務所又は事業所の従業者数の合計	新增設をした特定業務施設用設備に係る従業者数				
				人	人				
	計			③	④				
備考									

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第6号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税課税免除額修正決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除額の修正については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日			年 月 日事業開始に係る			税目	年度	
	年	月	日	年	月	日		事業税	
区分	修正届出課税免除額			修正決定課税免除額 ①		既決定課税免除額 ②		差引き課税免除額 ①-②	
	税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
所得金額	— 100	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
	— 100								
	— 100								
計									
収入金額	— 100								
合計									
修正決定理由									

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第7号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務局長 印

不動産取得税課税免除等決定通知書

年 月 日付で届出のありました不動産取得税の課税免除又は不均一課税については、次のとおり決定しましたので通知します。

届出不動産						
土地	所在地	地目	地積	用途		
			m ²			
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積		
				1階	1階以外	計
				m ²	m ²	m ²
決定内容						
土地	課税免除又は不均一課税前の税額 ①		課税免除又は不均一課税による軽減額 ②		課税免除又は不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
家屋	課税免除又は不均一課税前の税額 ①		課税免除又は不均一課税による軽減額 ②		課税免除又は不均一課税後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
備考						

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第8号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務局長 様

承継人 住所 (所在地)
氏名 (名称)

被承継人 住所 (所在地)
氏名 (名称)

事業承継届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則第4条第1項の規定により事業税の課税免除の措置の適用を受ける事業を承継しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業種目	
承継した事業場等の名称	
承継後の事業場等の名称	
事業を承継した年月日	年 月 日
事業を承継した理由	
承継した事業の事業開始年月日	年 月 日

- 注 1 事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添えてください。
2 事業を承継した日から30日以内に届け出てください。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第26号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

1 男子及び女子（令和5年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、令和5年2月15日（水））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和5年2月18日（土）から同月20日（月）までの間のいずれか1日（筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和5年2月23日（木）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第27号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
国吉病院	高知市上町一丁目3番4号	令5・2・1	令8・1・31
愛宕病院	高知市愛宕町一丁目1番13号	令5・2・1	令8・1・31

高知整形・脳外科病院 高知市上町四丁目7番20号 令5・2・1 令8・1・31

高知県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
にしと薬局	四万十市西土佐用井1110-28	令4・11・30
ゆすはら薬局	高岡郡梶原町川西路2308番地	〃 〃 〃
とおわ薬局	高岡郡四万十町昭和472番地3	〃 〃 〃

高知県告示第29号

令和4年11月農林水産省告示第1859号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高知市愛宕町三丁目16番28号コーポ西本603
 - 氏名
有光 章雄
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和44年3月農林水産省告示第482号（五に限る。）
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（香美市2期地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年1月27日から同年2月27日まで
- 縦覧場所
香美市役所
- その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大豊町1期地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
 - 縦覧期間
令和5年1月27日から同年2月27日まで
 - 縦覧場所
大豊町役場
 - その他
- この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和5年1月27日
高知県知事 濱田 省司

1 都市計画の種類
高知広域都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課

教育委員会規則

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第1号
高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則
高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第2条の見出しを「（会議の招集等）」に改め、同条に次の1項を加える。
2 委員は、教育長の承認を得て、前項の会議の開催の場所以外の場所において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（第10条第2号において「映像等の送受信による方法」という。）によって、会議に出席することができる。特にやむを得ないと認められるときは、教育長についても同様とする。
第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。
第10条第2号中「出席した委員」を「出席した委員（映像等の送受信による方法によって出席した委員にあっては、その旨を含む。）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。
令和5年1月27日
高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 実施期日
(1) 講習
令和5年3月2日（木）及び3日（金）の2日間
受付時間 午前8時30分から午前9時まで
講習時間 午前9時から午後5時30分まで
(2) 修了考査

令和5年3月10日（金）
受付時間 午前9時から午前9時30分まで
指示説明 午前9時30分から午前10時まで
考査時間 午前10時から午前11時まで

2 実施場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部 2階講堂

3 受講人員
定員50名（受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。）

4 講習内容
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間（1日7時間）並びに修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）

5 持参物
(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。）
(2) 筆記用具
(3) 印鑑（修了考査日のみ）

6 受講申込方法等
(1) 受講申込書の受付
ア 受付期間
令和5年1月27日（金）から同年2月22日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
イ 受付時間
午前9時から午後5時まで
(2) 受講申込書の配布場所
高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び高知県警察のホームページ（<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/>）で配布する。
(3) 受講申込書の提出場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
(4) 受講申込書の提出方法
受講申込書の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
(5) 提出書類
ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 2通
イ 写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したも

の) 1枚
(6) 受講手数料
講習を受けようとする者は、受講手数料として、2万円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習に関する問い合わせ先
高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話番号088-826-0110内線5125）

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第6号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,828人である。
令和5年1月13日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第7号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,231人である。
令和5年1月13日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第8号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
令和5年1月13日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,965人
室戸市・東洋町選挙区	4,350人
安芸市・芸西村選挙区	5,837人
南国市選挙区	13,017人
土佐市選挙区	7,480人
須崎市選挙区	5,805人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,418人

土佐清水市選挙区	3,740人
四万十市選挙区	9,348人
香南市選挙区	9,292人
香美市選挙区	7,322人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,976人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,128人
吾川郡選挙区	7,806人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	9,054人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,520人
黒潮町選挙区	3,075人
----- 落 札 公 告 -----	
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年1月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 長岡 幹泰</p>	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	県立学校LANシステム運用保守（再延長）委託業務 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
3 随意契約の相手方を決定した日	令和4年12月5日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所	株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
5 随意契約に係る契約金額	42,092,556円
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	政令第11条第1項第1号に該当するため
~~~~~	
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年1月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長 江口 寛章</p>	
1 落札に係る借入物品の名称及び数量	

運転者管理等システム用端末等 一式	
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
3 落札者を決定した日	令和4年11月30日
4 落札者の氏名及び住所	N E Cキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号
5 落札金額	149,969,380円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 政令第6条の公告をした日	令和4年10月11日
~~~~~	
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年1月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長 江口 寛章</p>	
1 落札に係る借入物品の名称及び数量	運転免許申請自動受付機 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
3 落札者を決定した日	令和4年11月30日
4 落札者の氏名及び住所	富士フィルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目6番30号
5 落札金額	月額 923,422円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 政令第6条の公告をした日	令和4年10月11日
~~~~~	
<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p>	

令和5年1月27日	高知県警察本部長 江口 寛章
1 落札に係る借入物品の名称及び数量	令和5年度仮想化サーバ 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
3 落札者を決定した日	令和4年12月6日
4 落札者の氏名及び住所	リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7
5 落札金額	月額 974,600円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 政令第6条の公告をした日	令和4年10月25日
----- <b>そ の 他</b> -----	
<p>令和4年11月13日に実施した令和4年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。</p> <p>令和5年1月27日</p> <p style="text-align: right;">一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照</p>	
受験番号	
7710022	
7710035	
7710037	
7710040	
7710051	
7710071	
7710084	
7710104	
7710147	
7710172	
7710173	